

一人親家庭等の皆さんへ 高等学校等通学費の 一部を援助します

健康福祉部子ども総合センター
 子ども家庭室(あいあい ☎84-3315)
 市内在住の一人親家庭等の生徒が高等学校などに通学する場合、通学費の一部を援助します。

対象者 児童扶養手当を受給している人

※制度改正により平成28年度から変更
申請場所

▷健康福祉部子ども総合センター
 子ども家庭室

▷市民文化部関支所地域サービス室

対象費用 高等学校または専修学校、各種学校、職業訓練校などの通学費

支給額 1カ月の通学定期券の2分の1の額(支給限度額は月額3,000円)

※支給は申請のあった月から対象となります。

※申請は毎年度必要です。

持ち物 通学定期券・学生証の写し、印鑑、預金通帳

農業振興のための補助金をご活用ください

環境産業部農政室(☎84-5048)

市では、意欲ある農業者を次の事業により支援します。

耕作放棄地解消事業補助金

市内の耕作放棄地を耕作可能な農地に解消する場合、その費用の2分の1に相当する額(10a当たり10万円を上限)を補助します。

対象者 市内に住所を有する農業者

対象農地 耕作放棄地で、6年以上の利用権設定を行ったものまたは農地法第3条第1項の許可

を受けたもの。

※同一世帯間もしくは親子間などによるもの、または同一の当事者間で繰り返し行われたものを除く。

地域特産品発掘等事業補助金

将来、「亀山市ブランド」として販売することを目的に、農作物の発掘、育成、生産販売などに要する費用(上限100万円)を補助します。

対象者 市内に住所を有する農産物生産者、または市内に住所を有する農産物生産者を主な構成員とする団体

共通事項

補助金申請期限 5月31日(火)

申請書提出先 環境産業部農政室
 ※補助金の交付は予算の範囲内とします。

※申請方法など詳しくは、環境産業部農政室へお問い合わせください。

平成28年度

タクシー券を交付します



健康福祉部長寿健康づくり室
 (あいあい ☎84-3312)
 市民文化部関支所地域サービス室
 (☎96-1212)

高齢者と重度障がい者(児)の社会活動を支えるために、タクシー料金の一部を助成します。

「タクシー料金助成事業乗車券(タクシー券)」を希望する人は申請してください。

申請に必要なもの

印鑑、対象者であることを証明するもの(被保険者証、障害者手帳など)

申請場所

▷健康福祉部長寿健康づくり室(あいあい)

▷市民文化部関支所地域サービス室

※加太出張所でも申請書を受け付けます(交付は後日郵送)。

※申請書は、各申請場所にあるほか、市ホームページ(長寿健康づくり室のページ)からもダウンロードできます。

※申請場所へお越しいただけない人は郵送での交付申請もできます。詳しくは、健康福祉部長寿健康づくり室へお問い合わせください。

対象者	金額(年間)
満75歳以上の人	10,000円
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持している人(自動車税の減免制度・燃料費助成制度が適用されている人は対象外)	15,000円(じん臓機能障害1級の身体障害者手帳を所持している人は45,000円)

ご利用の際の注意点

- タクシー券の利用は、助成を受けた本人に限ります。本人確認のため、後期高齢者医療被保険者証または障害者手帳などの身分証明書を乗務員へ提示してください。
- 1回の乗車につき2,000円を限度として、協力タクシー会社で使用できます。
- 乗車・降車地の両方、またはいずれかが亀山市内の場合に使用できます。
- タクシー券の交付は1人につき年度内1回で、再交付はしません。
- タクシー券を他人に譲渡したり、売買や換金したりすることはできません。
- 不正使用の場合は、助成額を返還していただくだけでなく、犯罪行為となる場合があります。